

機関番号：34504

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530082

研究課題名（和文） 信託違反に関与した第三者の責任に関する研究

研究課題名（英文） Liability of third parties who are involved in a breach of trust

研究代表者

木村 仁（KIMURA HITOSHI）

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：40298980

研究成果の概要（和文）：

本研究は、信託違反に関与した第三者の責任の内容と範囲について検討するものである。英米法特にイングランド法においては、不誠実に受託者の信託違反を幫助した第三者には、受託者と同様、損失てん補責任または利得返還責任を負うとされていることが看取された。

また、信託違反であることを知って、信託財産またはその代位物を受領した者は、その財産を受益者のために保持することを求められる。また、受益者が信託財産または代位物に対して物権的な返還請求することができない場合には、受領者はその財産の価値を賠償する責任を負う。この責任につき、イングランドの学説とカナダの判例の中には、不当利得にもとづく厳格責任と解する説もあるが、これに対して knowing receipt 責任は、不当利得責任と区別すべきとの見解も主張されている。

研究成果の概要（英文）：

This research examines the element and the scope of the liability of third parties who are involved in a breach of trust.

In England, a person who dishonestly assists in a breach of trust is personally liable to compensate the beneficiaries to the same extent as the trustee whose breach he assists, or to disgorge the profits of his wrongdoing to them.

A recipient of misdirected trust property or its traceable proceeds who knows that it was transferred in breach of trust should hold the property for the benefit of the trust. If, however, he acts otherwise, then he will be personally liable to restore the value of the property to the extent that the beneficiary cannot make a proprietary claim for any property or proceeds he retains. Some legal scholars in England and some cases in Canada have argued that knowing recipients should owe a strict liability in unjust enrichment for the value of the property received while others suggest that knowing receipt should not be collapsed into a liability in unjust enrichment.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：信託法、不当利得

1. 研究開始当初の背景

①受託者の義務違反に対しては、信託法は民法上の債務不履行責任とは異なる規定を置いている。例えば、忠実義務違反による損失の推定規定（信託法 40 条 3 項）、競合行為における介入権的処理（同 32 条 4 項）、物上代位（同 16 条 1 項）、信託財産と固有財産が識別不能になった場合の共有擬制（同 18 条）などである。これらの規定は、信託違反があった場合における受益者の利益保護を図ったものである。したがって、受託者による信託違反があり、これを第三者が幫助したのであれば、受益者の利益保護のために、第三者にも受託者責任に類する責任を負わせるべき場合があると考えられる。この点につき、判例と学説の蓄積がある英米信託法を研究する価値は大きい。第三者による債権侵害については、吉田邦彦教授が個別類型的に詳細な検討を行っているが（吉田邦彦『債権侵害論再考』（有斐閣 1991 年））、信託受益権の侵害に関しては未だ議論がなされていない。

②また、我が国の新信託法は、信託受託者がその権限に違反して信託財産を第三者に処分した場合、受益者は相手方の一定の主観的態様を条件に、当該行為を取り消すことができる（信託法 27 条）としている。しかしながら、取消という効果以外に、信託違反に関与して信託財産を受領した第三者がいかなる責任を負うのか、すなわち、第三者が得た利益を信託財産が被った損失として推定するのか、信託財産が識別不能の場合に共有擬制が適用されるのか、物上代位が適用されるのか、などの点については明らかではない。

英米法では、**knowing receipt** の責任は、受託者の信認義務違反に準ずるものとして、または不当利得にもとづく厳格責任として扱われている。すなわち、受益者は信託財産が被った損失のてん補、または第三者が受領した利益の返還のいずれかを選択的に請求することができる。英米法の理論に依拠して、信託財産を受領した第三者の責任の内容と法的性質を検討することは、受益者の保護法理を確立するために必要であると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、受託者の信託違反に関与した者が責任を負うべき要件、責任の内容、法的性質、受託者責任との関係について、イングランド法、カナダ法、オーストラリア法、ニュ

ー・ジーランド法、アメリカ法の理論を検討することを目的とする。特に、信託違反を幫助した第三者に責任を肯定するために求められる主観的態様、第三者の責任が問題となる受託者の義務違反の内容、受託者責任と第三者の責任との関係などについて英米法諸国の判例法を比較検討することを、研究の主眼とする。

また、不当利得に関する近時の英米法の議論状況を明らかにし、信託財産を受領した第三者がいかなる要件のもと、いかなる責任を負うべきかを提示する。特に、信託違反に関与して信託財産を受領した第三者の責任について、Peter Birks 教授と Lionel Smith 教授が、不当利得にもとづく厳格責任を認めるべきか否かという点で対立している。不当利得に関する判例の変遷を踏まえうえて、学説が対立している理論的背景を探る。

3. 研究の方法

主たる研究方法は、英米法諸国における判例と学説の分析である。

①イングランド法

まず、イングランド法における判例理論と学説を整理する。1874 年の *Barns v. Addy* 判決に始まり、2002 年の *Twinsectra v. Yardley* 事件における貴族院判決に至るまでの判例理論を分析する。そして、Mitchell 教授 (*C. Mitchell, "Assistance" in Breach of Trust 139(2002)*)、Elliott 教授 (*Elliott & Mitchell, Remedies for Dishonest Assistance, 67 MLR 16 (2004)*) などの論稿にもとづき、信託違反を幫助した第三者の責任につき、学説においていかなる理論が示されているかを整理する。

また、イングランドにおける不当利得理論の状況を明らかにすべく、Birks 教授、Burrows 教授、Goff 教授などの原状回復に関する文献を読み込む。そして、信託に違反して受託者が処分した信託財産を受領した者が、いかなる場合にいかなる責任を負うべきかにつき、基礎的考察を行う。

②アメリカ法

信託違反に関与した第三者の責任に関する第 2 次信託法リステイメントの規定、統一信託法典 (*Uniform Trust Code*) の規定を分析検討し、また判例学説において、責任の内容、立証責任の点につき、いかなる点が問題となっており、いかなる議論がなされているか整理を行う。

③ カナダ法、オーストラリア法、ニュー・ジーランド法

その他のコモン・ウェルス諸国の法に関しても、信託違反に幫助した、または信託財産を受領した第三者の責任をめぐる判例と学説の分析を行う。

4. 研究成果

①平成 20 年度は、研究課題に関するイングランドの判例と学説を整理し、分析を行った。第三者が受託者の信託義務違反に関与する形態としては、第三者が信託財産を受領せず単に信託義務違反行為を幫助する場合と、第三者が信託財産を受領する場合がある。前者について、イングランド法は受託者の行為が信託義務違反行為であることを知って、これを幫助した第三者には、受託者と同様、損失を補償または利益返還責任を負うとされていることが看取された。

前者について、イングランドでは、受託者の信託違反を、不誠実に幫助した第三者には、受託者と同等の責任が認められている。不誠実さという要件について、最近の判例では、主観的基準と客観的基準の両者にもとづいて、判断されるという (*Royal Brunei Airlines Sdn Bhd v. Tan* [1995] 2 AC 378; *Twinsectra v. Yardley* [2002] 2 AC 164)。すなわち、幫助行為を行った被告が、合理人であれば不誠実だとみなされるだけではなく、主観的にも不誠実な行為であることを理解していることが必要であるとされている。受託者の信託違反が不誠実な違反である必要はなく、また受益者は、幫助した被告の行為によって、受託者の義務違反が容易になったことを証明すればよい。不誠実に信託違反を幫助した責任は、受託者の責任に付従するものであり、その内容は、受託者に求められる救済と基本的に同一である。ただし、被告が信託違反に不誠実に関与することによって利益を得ているが、信託財産が被った損失と一致しない場合、裁判所は被告の責任を付従的責任と解さずに、利益の償還を求めることがある。

イングランドにおいては、受託者の信託違反に関与した第三者に関して、一定の要件のもと、受託者と同等の責任を負うとされていることが看取された。我が国においても、信託違反を幫助した者の責任を論ずる際に示唆を得るところが大きいと思われる。

後者、すなわち受託者が信託義務に違反して処分した信託財産を第三者が受領した場合、信託財産そのものまたはその価値変形物が第三者の手元に現存しているときには、受益者は追索権(tracing)などを行って、その物の返還を請求できる。では、価値変形物が

第三者の手元になく、そしてその第三者に受領に関して過失がないとき、第三者は何らかの責任を問われるのであろうか。近年不当利得法にもとづいて、第三者に過失がなくとも責任を負うことを肯定する学説が現れている。エクイティ上の権利とコモン・ロー上の所有権の性質の違いに着目して、これを批判する見解もあるが、イングランドの判例学説の近時の動向につき、受益者の利益保護と第三者の取引の安全をいかに図るかという側面だけでなく、不当利得法の適用範囲をいかに考えるかという点から、理論的検討を行った。

また、永久拘束禁止則 (rule against perpetuities)の変遷にもとづき、信託受託者または第三者がいかなる義務を負うかという点についても検討を行い、この点については、信託法研究 33 号で論文を発表した。

②平成 21 年度は、主として研究課題に関するアメリカ法の歴史的展開をたどり、第三者が信託違反に関与したことの責任を負うための要件について分析、検討を行った。コモン・ローにおいては、信託違反に関与した第三者は原則として厳格責任を負うとされていた。すなわち、受託者が信託のために行う取引が、受託者の権限内であるかどうかにつき、第三者は調査する義務を負うとされていた。

しかし、信託の主たる役割が、単なる財産管理からその運用に移行するにつれ、受託者と取引を行う第三者の取引の安全が要請されるに至り、1964 年の統一受託者権限法典 (*Uniform Trustees' Powers Act*)では、第三者の調査義務を否定し、受託者の行為が権限外であることにつき、現実の認識を有していた場合にのみ、第三者は信託違反の責任を負うとされた。これに対して 2000 年の統一信託法典 (*Uniform Trust Code*)では、受託者と取引を行った第三者が保護されるのは、当該取引を誠実にを行った場合に限定されることとなり、コモン・ローと統一受託者権限法典のアプローチの折衷的解決が図られている。

法と経済学の立場から統一信託法典の基準を批判し、第三者が現実の認識があった場合にのみ責任を負うことが効率的であると主張する論者もいるが、統一信託法典が採用する「誠実さ」の基準は、基本的には、信託財産と取引を行う第三者の利益と受益者の利益をバランスよく保護する適切な指標と考える。ただし、第三者に求められる調査義務の内容を精査する必要がある、今後の課題としたい。

③平成 22 年度においては、信託財産の処分が、受託者の権限外の処分であることにつき悪意によりまたは一定の認識のもと、信託財

産を受領した第三者 (knowing recipient) の責任の内容と性質、特に不当利得責任との関係について、主としてイングランドの学説、オーストラリア判例、カナダ判例、ジャージー島の判例にもとづいて検討を行った。

イングランドにおける学説では、信託違反の処分であることにつき悪意で信託財産を受領した第三者は、エクイティ上の knowing receipt 責任を負い、受領した信託財産そのものを返還する、またはそれが不可能である場合には、その金銭的価値を返還する義務を負う。イングランドの学説と判例、そしてカナダの判例 (Gold v. Rosenberg, Citadel General Assurance v. Lloyds) とジャージー島の判例 (Re Esteem Settlement) の中には、信託財産の受領者は、knowing receipt 責任と同時に、不当利得返還責任を負うとの考え方も示されている。

信託財産の受領者が不当利得法にもとづいて返還責任を負うとすれば、当該信託財産の処分が信託違反であることにつき悪意であったこと、またはこれに準ずる認識を有していたことを受益者が立証しなくとも、受領者に対して責任を追及することができるが、他方で、受領者は地位変更 (change of position) の抗弁を有することになる。

これに対して、近年 Farah Constructions Pty Ltd. v. Say-Dee Pty Ltd. (2007) 230 CLR 89 事件において、オーストラリア最高裁は、受託者の権限外処分によって信託財産を受領した者に不当利得法にもとづいて返還責任を認めることは Barns v. Addy 事件における主観的認識要件を否定することになるので、knowing receipt 責任と不当利得返還責任とは競合しないと判示した。

学説では、Mitchell 教授、Hayton 教授などが、受領者の主観的要件にかかわらず不当利得返還の厳格責任を認めることは、取引の安全が害されること、knowing receipt の責任は、財産を受領したことにもとづいて認められる特別な財産管理者としての責任であり、不当利得返還責任または不法行為責任とは異なる責任の根拠と性質を有していること、などを理由に、不当利得返還責任との競合に否定的な見解を示している。

悪意の受領者が、信託財産をさらに処分しており、その価格が上昇している場合、受益者にとっては、knowing receipt にもとづいて責任を追及する方が有利である。信託財産受領時の価格ではなく、信託財産の現在価格にもとづいてその価値を返還するよう請求することができるからである。

我が国の信託法においては、受託者の権限外の行為であることにつき、受託者の行為の相手方が悪意または重過失である場合には、受益者は当該行為を取り消すことができると規定されている (信託法 27 条 1 項参照)。

他方、受託者の取引の相手方が、いかなる義務を負うかという点については、ほとんど議論がなされていない。悪意または重過失で信託財産を受領した相手方は、一定の範囲で受託者の義務に類する義務を引き受けたということができれば、相手方が返還義務に反して信託財産をさらに第三者に処分した場合には、受託者と同様の損失でん補責任または原状回復責任を負うと解すべきである。

以上の分析にもとづいて、近日中に研究課題に関する論文を公表する予定である。なお、研究課題に関連して、信託受託者の費用償還請求権に関する論稿を、法律時報 82 巻 11 号に掲載した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① 木村仁、受託者の費用償還請求権をめぐる一考察、法律時報、査読無、82 巻 11 号、2010 年、134-139 頁
- ② 木村仁、委託者の意思と信託の変更について、信託法研究、査読無、33 号、2008 年、87-124 頁。

[学会発表] (計 1 件)

- ① 木村仁、委託者の意思と信託の変更について、第 33 回信託法学会、2008 年 6 月 14 日、大阪大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木村 仁 (KIMURA HITOSHI)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：40298980